

ただいま労務協会では、労働保険の「年度更新」業務の真っ最中。皆様いかがお過ごしですか？

## 労務協会からのお知らせ

### 平成 19 年 4 月の健康保険・厚生年金保険制度の改正について

4 月からの社会保険制度の改正は、主に健康保険で 6 つ、厚生年金保険で 6 つです。※なお政府管掌健康保険、厚生年金保険料の変更はありません。

#### 【健康保険】

- ①健康保険の標準報酬月額の上限・下限が変わります
- ②健康保険の標準賞与額の上限が「4/1～3/31 の 1 年間の累計額 540 万円」に変更になります
- ③健康保険傷病手当金・出産手当金の 1 日あたりの支給額が、「標準報酬日額の 2/3」に変更になります
- ④健康保険任意継続被保険者に対する傷病手当金・出産手当金の支給が廃止されます
- ⑤被保険者資格喪失後の出産手当金が廃止されます
- ⑥健康保険高額療養費の申請方法が変わります

#### 【厚生年金保険】

- ①70 歳以上の方の老齢厚生年金の支給額の調整が、65 歳以上 70 歳未満の方の在職老齢年金と同じ仕組みになります
- ②65 歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度が始まります
- ③遺族厚生年金制度の見直し
- ④離婚時の厚生年金の分割制度が始まります
- ⑤受給権者の申出による支給停止
- ⑥児童手当拠出金（厚生年金保険に加入事業所で負担）が 0.13%に上がります

ここでは紙面の関係で、影響度が比較的高いものを取り上げてみます。

#### 【健康保険】①健康保険の標準報酬月額の上限・下限が変わります

今まで、健康保険の標準報酬月額は「98,000 円～980,000 円の全 39 等級」でしたが、上限・下限にそれぞれ 4 等級追加され、「58,000 円～1,210,000 円の全 47 等級」となりました。

影響のある方は、下限については社会保険基準を満たす主にパートタイマーで報酬月額 93,000 円未満の方（あまり見受けられませんが）、上限については主に会社役員など報酬月額 1,005,000 円以上の方が該当します。報酬月額 1,175,000 円以上の方は、3 月までの標準報酬月額が 98 万円ですが、4 月からは 121 万円に改定されます。そうすると、保険料は月額 10,844 円増えることとなります（介護保険対象者。57,051 円－46,207 円＝10,844 円）。年間にすると 130,128 円増です。

#### 【健康保険】⑥健康保険高額療養費の申請方法が変わります

大きな病気で医療費（自己負担額）が一定の限度額を超えると、高額療養費が受けられます。今までは一旦病院窓口で支払って申請し、3～4 ヶ月経過後受け取っていました。

これが、事前に社会保険事務所で申請をすれば、一医療機関ごとの入院費用の窓口での支払を、限度額までとすることが出来ます。

#### 【厚生年金保険】①70 歳以上の方の老齢厚生年金の支給額の調整が、65 歳以上 70 歳未満の方の在職老齢年金と同じ仕組みになります

70 歳以上の被保険者と、被保険者のいる会員様両方に関係します

ポイント① （老齢厚生年金の基本月額）＋（総報酬月額相当額）>48 万円 の方は、老齢厚生年金が支給調整されます。

ポイント② 社会保険適用事業所で働く 70 歳以上の従業員は、厚生年金の被保険者ではなくなりますが、被保険者並みの届出※が必要になります。

※該当届（資格取得届に対応）、非該当届（資格喪失届に対応）、月額変更・賞与届、算定基礎届など（編集後記）繁忙期こそ仕事の「効率化」のヒントが得られます。僕の場合「夢」に見ます。（一ノ宮 俊人）